

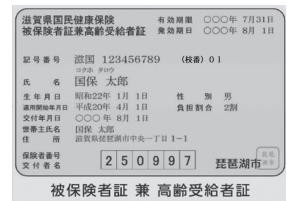
国民健康保険証(兼高齢受給者証)を8月に更新します

市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

国民健康保険に加入している人の保険証(兼高齢受給者証)(桃色)の有効期限は、7月31日です。8月1日から使える新しい保険証(紫色)は、7月中に加入者の自宅にお届けしますので、記載事項(住所・氏名・生年月日等)を確認してください。

8月以降に医療機関を受診する場合は、新しい保険証を提示してください。

※有効期限の切れた保険証は、ご自身で細かく裁断するなどして処分していただくか、市民保険課、山東支所、各市民自治センターまたは各行政サービスセンターまでご返却ください。



国民年金保険料は期限までに納めましょう

市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118
日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

●国民年金保険料 (令和4年4月分～令和5年3月分)
月額16,590円

●保険料の納付方法

日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

口座振替やクレジットカードによる納付を希望する場合は、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、彦根年金事務所で手続きをしてください。

ご注意ください

未納状態が続くと、強制徴収の手続きにより督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく納付義務者*の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者…被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主

保険料免除・納付猶予制度をご利用ください

保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、彦根年金事務所で手続きをしてください。

今年度の免除期間 令和4年7月分から令和5年6月分

申請可能な過去期間 申請書の提出日から2年1カ月前までです。

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

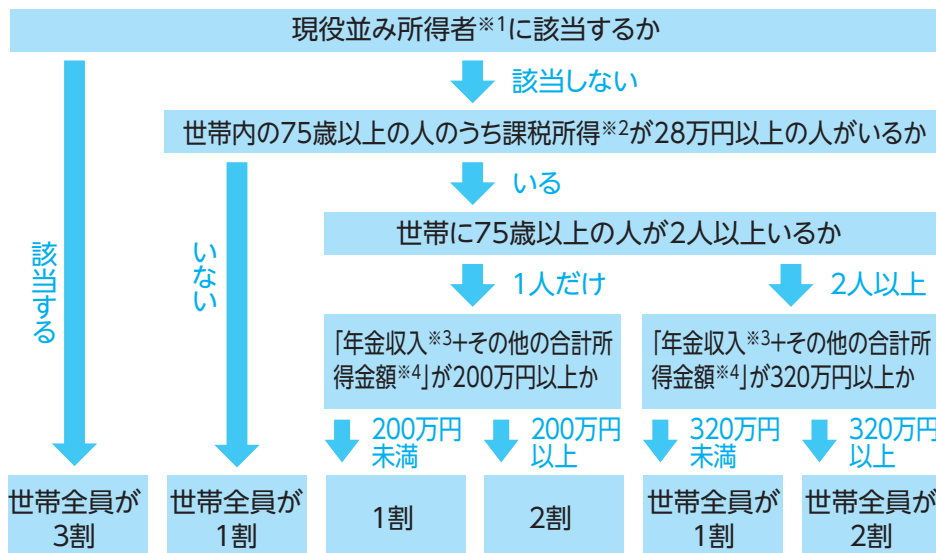
後期高齢者医療の保険証が新しくなります

10月から始まる後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しにより、期間によって使える保険証が変わります。

- ① 8月1日から9月30日まで使えるうぐいす色(薄緑色)の保険証は、7月中に簡易書留郵便でお届けします。
- ② 10月1日から令和5年7月31日まで使えるクリーム色の保険証は、9月中に簡易書留郵便でお届けします。

窓口負担割合は以下の流れで判定します

※10月からの負担割合は、9月中に届く保険証に記載されています。
※住民税非課税世帯の人は、変わらず1割負担です。



※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。

※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額。課税標準額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた額。

※3 遺族年金や障害年金は含まない。

※4 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた額。

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者への傷病手当金について

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

新型コロナウイルス感染症の療養のため、勤務する会社等を休み、事業主から給料・報酬等が受けられない場合は、申請により傷病手当金が支給されます。

対象者 国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者(会社等に雇用されている人)のうち、新型コロナウイルスに感染した人、または発熱等の症状があり感染が疑われる人

支給対象日数 (会社等を休んだ日数)−(3日)

※令和2年1月1日から令和4年9月30日の間に休んだ場合に限り(令和4年6月現在)。

新型コロナウイルス感染症の影響により期間が変更となる場合があります。

※上記の期間中から継続して入院等されている場合の支給期間は最長1年6カ月です。

支給額 直近3カ月の給与収入の合計額÷直近3カ月間の就労日数×2/3×支給対象日数
※1日当たりの支給上限額は30,887円です。

支給されない場合

会社等を休んでも事業主から休んでいる間の給料・報酬等が支払われる場合は支給されません。

※事業主から休んでいる間の給料・報酬等の一部が支払われている場合は、支払われた給料等との差額を支給します。

申請方法

申請には事業主と受診した医療機関が証明する書類が必要です。

詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



国民健康保険▲



後期高齢者医療制度▲

税・料金の納付が難しいとき

保険税等の減免について

減免となる税・料金

- ① 国民健康保険税
- ② 後期高齢者医療保険料
- ③ 介護保険料(65歳以上の第1号被保険者)



納付が難しいときは
相談してください

対象 ①～③とも共通で、次のいずれかに該当する人

- 新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者の事業収入等が前年に比べて3割以上減少するなど著しく減少する見込みの場合

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料について

①・② 市 市民保険課

☎ 53-5114

FAX 53-5118

① 国民健康
保険税



② 後期高齢者
医療保険料



介護保険料について

③ 市 高齢福祉課

☎ 53-5122

FAX 53-5119

③ 介護保険料
(65歳以上の第1号被保険者)



市税の徴収猶予について

問 市 収納対策課 ☎53-5116 FAX 53-5118

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を納付することができない人のための猶予制度があります。

猶予の要件

- 令和4年1月以降の任意の3カ月において、収入(給与や売上)が前年同月と比べておおむね20%以上減少している場合
- 納付者本人または家族が病気にかかり、入院等で多額の費用を要した場合
- 納付者が営む事業について、やむを得ず休廃業したことで損失や費用が生じた場合
- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など

猶予の内容

- 市税の納付期限を、原則1年以内で延長します。
- 猶予期間中の延滞金を、通常(年8.7%)から年0.9%に軽減します。
- 猶予を受ける金額が100万円以下の場合、担保の提供は不要です。